

埼玉県建築工事共通費積算基準 新旧対照表

平成29年4月1日

凡例 今回追加、変更

凡例 : 今回削除

改正後	改正前
<p>建築工事共通費積算基準</p> <p>(前略)</p> <p>(設計変更における工事費)</p> <p>8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、原則として当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>(以下省略)</p>	<p>建築工事共通費積算基準</p> <p>(前略)</p> <p>(設計変更における工事費)</p> <p>8 設計変更における工事費は、当該変更対象の直接工事費を積算し、これに当該変更に係わる共通費を加えて得た額に、当初請負代金額から消費税等相当額を減じた額を当初工事費内訳書記載の工事価格で除した比率を乗じ、さらに消費税等相当額を加えて得た額とする。</p> <p>(以下省略)</p>